

みんなの県政

1974/12

No. 71 富山



望ましい土地利用

国土利用計画法



国土利用計画法が十二月から施行されます。

この法律は、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的として、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図り、地価の安定と適正な土地利用を行なうために作られたものです。

特長として次の三本の柱からなっています。その一つは、土地の使い方方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるものとなる土地利用基本計画を定めること。

その二つは、地価の値上がり防止と正しく望ましい利用を図るため、土地の取引を制限すること。

その三つは、遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたことです。

せんりよう《千両》せんりよう科
 青い葉の間から見える、朱玉のような紅の実がたいへん美しいセンリョウは、正月用いけばなにはなくてはならない花材になっています。縁起のよい和名はヤブコウジ科のマンリョウに対して名づけられたものです。



みんなの県政

1974・12・もくじ

●望ましい土地利用	1
●ことしの世論調査から	8
●ふるさと空から拝見●小杉町	12
●冬山の遭難事故防止	18
●国民体育大会の沿革●その3	19
●物価と家計簿	20
●水田の地力を高めよう	22
●くらしの知恵	23
●トビックス	24

●表紙せつめい●

運源寺の大力エデ 高岡市
 樹齢約350年の大モミジで、根まわり4.7m、枝張り南東に11m、北方に8mもある。楓の品種は、学名を「イロハモミジ」または「高尾モミジ」と称する。

紅葉のころは枝によって、紅葉の遅速があるので、俗称で「五色モミジ」と呼んで近在の人たちに親しまれている。





進展著しい富山市

この法律が 生まれた背景とそのなごり

三七万平方メートルの日本の国土は、一億を超える国民にとって生活や生産の共通の基盤です。わたしたちは狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を十二分に生かして、生活を営み、文化と国民性をはぐくんできました。

最近の十数年間、わが国の経済はめざましい発展を遂げました。しかし、経済の成長にともない今日では国土の利用に著しい混乱がみうけられます。

その一つは、大都市への人口と産業活動のかたよりがもたらした住宅難、交通地獄、公害などのいわゆる大都市問題です。その一方、人口が都市へ流出した農山漁村では健全な地域社会の営みがむずかしくなっています。

また、無秩序な住宅地造りなどは、わたしたちをはぐくんできた美しい国土の破壊を全国各地にもたらしています。

こうした国土の利用の混乱に輪をかけているのが土地の著しい値上りです。日本不動産研究所の調べでは地価は昭和四〇年から昭和四八年の間に三・

四倍となっています。同じ期間の消費者物価は一・六倍です。また、建設省の資料によれば昭和四七年、四八年とも、一年間の地価上昇率が三〇割をこえています。これでわかるように、これまで地価は物価に比べ異常な値上りを示しています。

地価の値上りは、住宅などの生活用地を手に入れることすらむずかしくし、必要な公共用地の確保を困難にしますから、土地利用の混乱をただすのはますますむずかしくなります。

大都市問題、過疎問題、自然環境破壊、地価上昇など、さまざまな混乱の中で今ほど思いきった土地利用対策を必要としている時はありません。

国土利用計画法はまさにこうした土地利用対策の基本とするためにつくられたものです。

この法律は、大都市問題や過疎問題を生み出すようなかたよった国土の利用ではなく、都市でも農山漁村でも、国民の生活の場として豊かで住みよい生活環境を整えることによってかたよ

らない国土の発展をめざして、計画と規制の両方の面から国土の有効利用を

進め、調和のとれた国土の発展をはか
っていくことをねらいとしています。

この法律のあらましは 次のとおりです

法律を支える三本の柱と特徴

国土利用計画法は、国土を総合的に
しかも計画的に利用していくために必

要な手段について定めためので、次の
三本の柱から成っています。

その一つは、高い立場から国土の計画的な利用を図るため、そのもとになる**国土利用計画を定める**と同時に国土利用計画にもとづいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるものとなる**土地利用基本計画を定める**こと。

その二つは、地価の値上りの防止と正しく望ましい利用を図るため**土地の取引を制限**すること。

その三つは、遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための**手続を定めた**ことです。

なお、この法律の特徴は法律で定められた権限のそのほとんど（くわしくは以下に述べます）が県知事に委ねられています。したがって、土地利用対策は県知事と地域住民のみなさんが主体となって、進められることとなった点です。

(1) 国土の利用は 正しく決める

国土利用計画には全国計画、県計画、そして市町村計画があります。全国計画は、県知事の考えを十分に取り入れ、国土利用計画審議会の意見をきいて国が定めます。

県計画は、市町村長と国土利用計画地方審議会の意見をきいて県議会の賛成を得て知事が定めます。

市町村計画は、住民の考えをきいたうえで市町村の議会の賛成を得て市町村長が定めるものです。

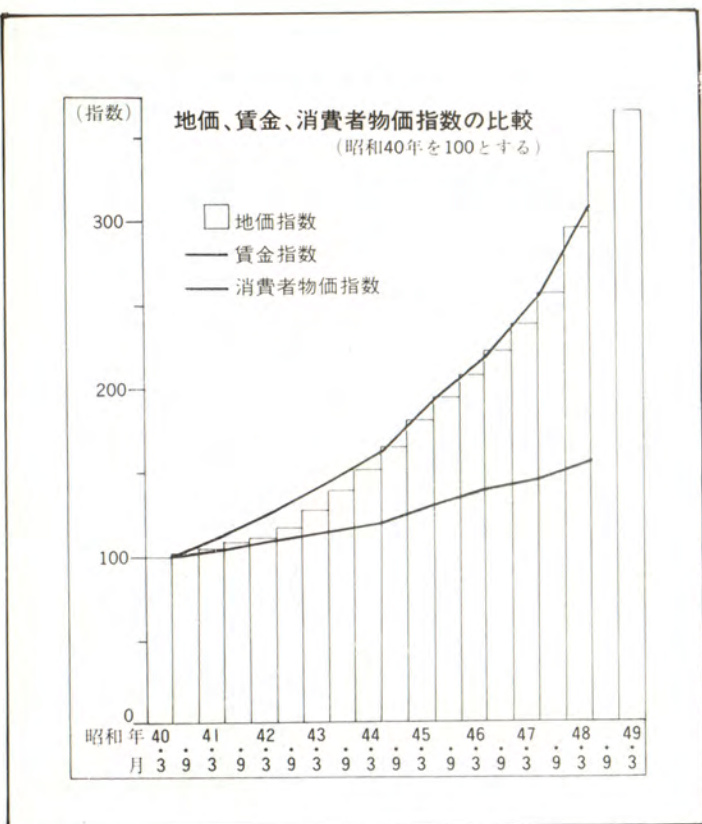
これらの計画が、それぞれ十分ながらりをもちながら正しく望ましい国土の姿が描かれることとなります。

(2) 土地利用の基本は 公共の福祉

土地利用基本計画は、県知事が定めます。定めるときは、市町村長の意向を十分に汲みとり、国土利用計画地方審議会の意見をきいたうえで定め、国の承認を受けなければなりません。

この計画では、県の区域について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定め、五万分の一の地図で示されることとなります。さらにそれぞれの地域にある土地の利用のあり方について定めることになっています。

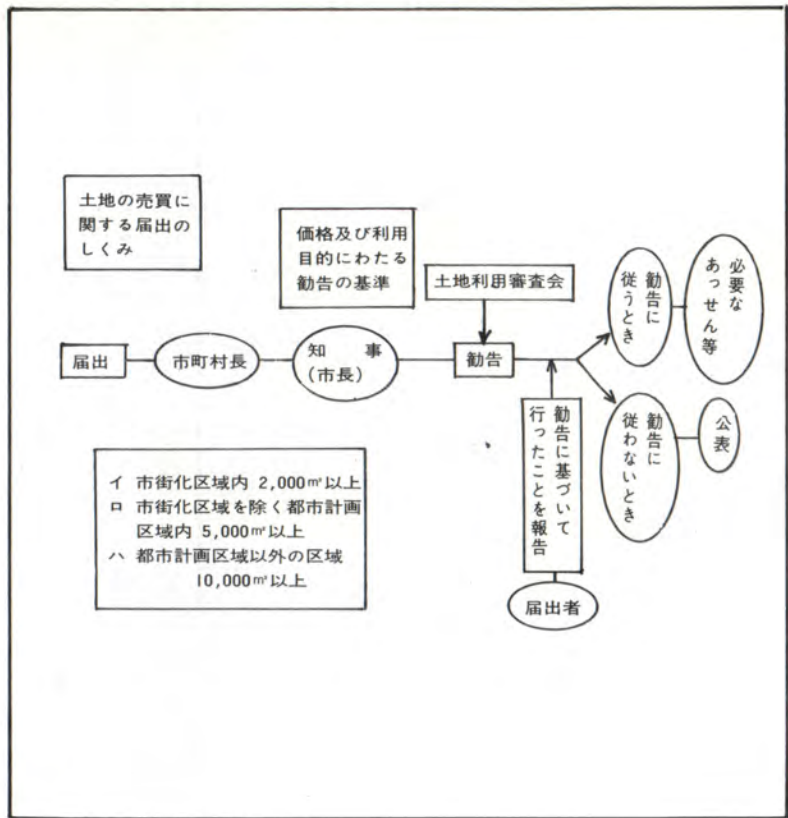
土地利用基本計画は、この法律が動きだすと同時に、策定の手続きが進められることとなりますが、当面は都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などによって行なわれた線引きを尊



重して作られることになり。土地利用基本計画には二つの役割があります。その一つは、都市計画法や農振法などによってこの計画に関係するほかの法律によって定められる土地利用計画の基本方向を示す役割です。

現在、土地の利用については、都市計画法、農振法をはじめいろいろな法律

によっていろいろな計画がたてられています。それぞれ、そのねらいや対象とする地域を異にしていますが、相互に重複している場合が少なくないのみでなく、まれには考え方に食い違いがあることも否定できません。相互に重複があることは一概に悪いということ



考え方の食い違いなどが生じないようにするためにつくられるわけです。もちろん、全くの白地に絵を描くわけではないので、今までにつくられているいろいろな土地利用に関する計画を尊重しながらだんだんに問題を解決していく考えです。

もう一つは、土地の売買などの契約にあたってその利用目的の良し悪しを判断するときの基準としての役割です。

土地をもつための売買することや地価の値上りは、わたしたちの生活に悪い影響をもたらしています。こういうことをやめさせて土地を正しく使うために公共の福祉の立場から土地の売買などの制限(土地取引の規制といえます)を強めます。

(3) すべての土地取引に許可が必要な区域

県知事は、次のような区域については土地の取引に許可が必要となる区域(規制区域といいます)として定めることとされています。

それは、次のような場合です。

都市計画区域では……みずからその土地を利用する考えがないのに将来の値上りだけを期待して土地取引が盛んに行なわれるとか、地価の値上りが

激しくなるとか、または、その危険性があるような地域。

都市計画区域以外では……右と同じ状態が生ずると認められ、またそのような状態をなくさなければ、正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域……です。

知事は抜き打ち的に規制区域を定めることができますが、指定したときは知事は市町村長の意見をつけて、指定が適当であるかどうかについて県議会の同意を得て任命された七人の委員によって構成されている土地利用審査会の確認を求めなければならないことになっています。

(4) 届出が必要な土地の取引

この法律が実施されると、定められた広さ以上の土地の売買などの契約(予約も同じ、また代金を払って使ったり借りるときも同じ)をするときは、売る人も買う人(貸借する人も同じ)も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書(用紙は市町村にありますが)を市町村長を通じて県知事に出さなくてはなりません。

て不服を申し立てることができます。

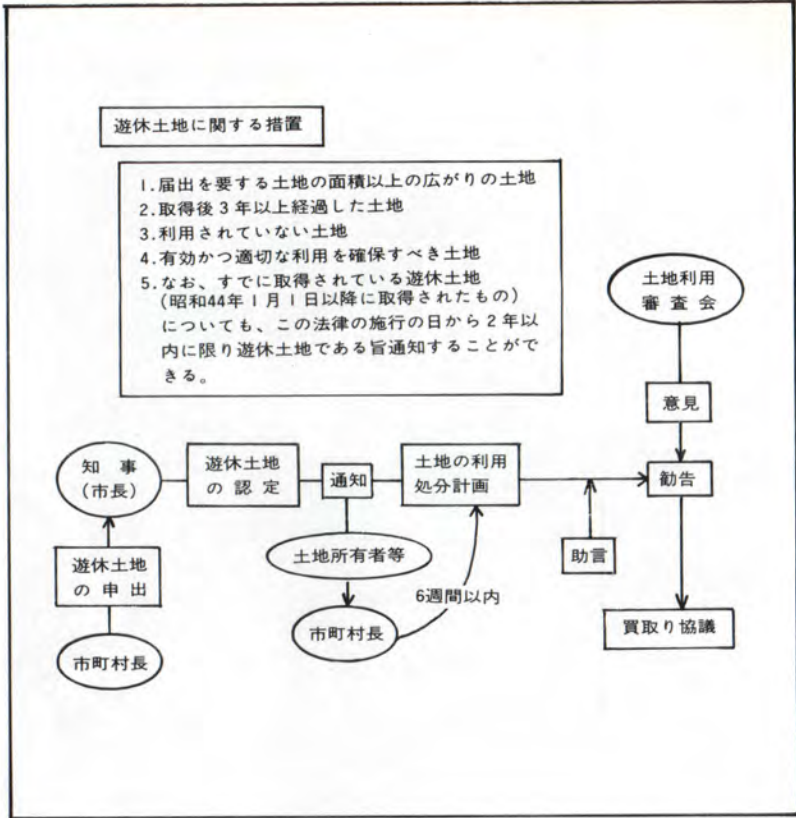
(5) 遊んでいられる土地を有効に利用

この法律には、使われないで遊んでいる土地(遊休土地といえます)について、正しく役立つように利用を進めることについての定めがあります。遊休土地とは、許可または届出をして契約した土地で、その時から三年以上たっても使われないで遊んでいる土地で定められた広さ(届出の場合と同じ広さです)以上のもので、また周りと比べてみて遊ばせておくことが住民のためにならず、特に役立つような利用を進める必要がある土地をいいます。

(5) 遊んでいられる土地を有効に利用

この法律には、使われないで遊んでいる土地(遊休土地といえます)について、正しく役立つように利用を進めることについての定めがあります。遊休土地とは、許可または届出をして契約した土地で、その時から三年以上たっても使われないで遊んでいる土地で定められた広さ(届出の場合と同じ広さです)以上のもので、また周りと比べてみて遊ばせておくことが住民のためにならず、特に役立つような利用を進める必要がある土地をいいます。

このような土地がある場合は、県知事はみずからまたは市町村長の申出にもとづいて、これを遊休土地であると認め、同時にこのことを、土地の所有



なければなりません。

この場合、売買などの予定価格がその土地の値段として知事が適正と考えた値段と比べて高すぎるとき、土地利用目的が土地利用基本計画などに照らしてみて問題があるときは知事は許可することができません。

許可を受けられなかった場合は、売

買などの契約をすることはできません。

当然登記所に行っても許可書がなければ受けつけてもらえません。その代わり、不許可になった場合には、その土地の所有者は知事に土地を買取ってもらうよう求めることができ、知事は適正な価格でその土地を買取ることができます。また、土地利用審査会に対し

者等に通知します。

通知を受けた所有者等は、その土地の利用の方法などの計画（遊休土地に係る計画といいますが、六週間以内に市町村長を通じて知事に届け出なければなりません）。

この計画について、知事は必要なアドバイスをしたり、もし利用の方法な

どを変えてもらわなければならないときは、そのことを所有者等に注意（勧告）することが出来ます。所有者等が聞き入れないときは、県、市町村などがその土地の買取りについて所有者等との話し合い（買取り協議といいますが）をすることになっていて、所有者は話し合いに応じなければなりません。こ



高岡古城公園

の場合土地の価格については、所有者がその土地を取得したときの価格などを参考にして話し合いで定めることになっていきます。

買取り協議が成りたたない場合で、その土地を住宅の建設、公園や学校などの公共施設等に使う必要があると考えられるときは、都市計画の決定をするなどしてその土地が住民に役立つように生かして使えるような手段が進められます。また、この遊休土地についての定めは、昭和四四年一月一日以降に契約した土地のうち、遊休土地であると認められる土地についても今後二年内に限って、先に述べたと同じに取り扱うことになっています。

(6) 慎重な審議と公正な判断

この法律を適正に運用するために、国には国土利用計画審議会が置かれます。国土の利用について知識をもつ人の中から、内閣総理大臣が任命する五人以内の委員で組織するものです。県には、国土利用計画地方審議会が置かれます。国に置かれる委員と同じような方々で知事が任命する住民の代表というべき委員によって組織されます。これらの審議会は、国土の利用につい

て重要なことや土地利用基本計画の内容について調査審議します。また、県には、土地利用の方法について詳しい知識と経験をもつ七人の委員で組織される土地利用審査会が置かれます。この会の委員の方々は、県の議会の同意をえて、知事が任命します。審査会は、不許可となった取引について不服申立てがあった場合の審査、裁決などの仕事を担当します。

さらに、県に土地調査員が置かれます。この人たちは、土地取引の許可申請や届出が、法律にもとづいて正しく行われているかどうかを調べる役目をもっていて、土地や事務所などの立入り検査、あるいは帳簿、書類などの検査、関係する人々に対する質問などの仕事を行います。

(7) 違反した人には罰

この法律には許可申請や届出などを守ってもらうために次のような罰則が定められています。

許可を受けないで土地売買などの契約をした者は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金、届出をしないで土地売買などの契約をしたり、遊休土地の利用などについての計画を届け出な

かった者、または偽りの届出をした者については、六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金、届出をしてから六週間以内に契約した者は二十万円以下の罰金などです。

また、違反行為をした者が法人の代表者または人の代理人の場合は、その者のほかに法人または人に対しても罰金というように関係者も罰せられます。

おわりに……

国土利用計画法によって、国、県等の土地利用対策はより一層の前進をみることになります。これを柱にして、いろいろの対策を公共の福祉の増進と

いう立場からより広くおし進め、わたしたちをとりまく国土と自然環境を守り、住宅問題の解決をはじめとする健康で文化的な生活環境とわたしたちが生きるために必要な産業の基盤を築き豊かな暮らしのできる農山漁村と都市を創り出していくことを目指しています。

なお、この法律は、昭和四九年一二

月中の政令で定める日から施行され、国、市町村が一体となって、公共の福祉を優先させるといふ考えを原則に強力な土地利用対策をおし進めます。県民のみならずご理解とご協力をお願いいたします。

☆国土利用計画法についてのお問合せは、県土地対策課あるいはもよりの市役所、町村役場へ



基盤整備できたきれいな田



大岩・眼目公園

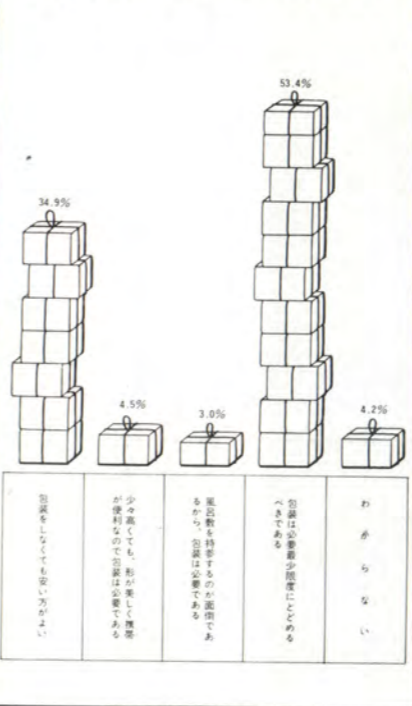


ことしの世論調査から

県政世論調査は、毎年県政のあらゆる分野について県民の関心、意向、要望などを調査して、これからの施策立案、行政事務の執行資料とするものです。この調査は、県内の満二〇歳以上の男女一、二〇〇人の方に調査員が面接調査を行ないました。

項目は、物価、消費、交通体系、交通安全、児童クラブ、保健婦活動、医療保険、廃棄物処理、社会教育、余暇、社会体育、警察窓口、広報・公聴、県政の要望の一四項目について調査しました。それぞれの項目について、県民の意識のまとめとその推移、調査結果に対する県の考え方、対策などの概略を報告します。

県民生活



物価の上昇とくらしむきについては、「生活できない」一三・一割と全体の「ついていくのが精一杯」五九・一割

七九・二割の人が物価上昇によりくらしむきが悪化していると感じています。物価上昇の影響を費目別にみると、食費が七二・二割と最も多く、ついで光熱水費、被服費、交際費の順となっています。

物価上昇に対して、八〇・六割の人が家計を切りつめ、物価上昇に対する自衛策としては、「買いひかえる、高いものを買わない」五四・八割、「現在あるものを節約しながら使う」四九・九割、「安い店をさがす」四八・九割と、多くの人が、日頃から積極的に対応策を講じていることがうかがえます。

物価上昇に対して、八〇・六割の人が家計を切りつめ、物価上昇に対する自衛策としては、「買いひかえる、高いものを買わない」五四・八割、「現在あるものを節約しながら使う」四九・九割、「安い店をさがす」四八・九割と、多くの人が、日頃から積極的に対応策を講じていることがうかがえます。

昨年暮れから今春にかけてのモノ不足騒ぎがおこった時の行動は、「色々な物を沢山買った」一・一割、「やや多めに買った」二五・二割に対し、「買い急ぎをしなかった」とする人が七〇・二割を占め、消費者は比較的冷静であったことがうかがわれます。

商品購入やサービス利用の際、一四・二割の人が不利益や被害を受けたとしており、その内容は、食料品、衣料品、クリーニング等の品質とするもの

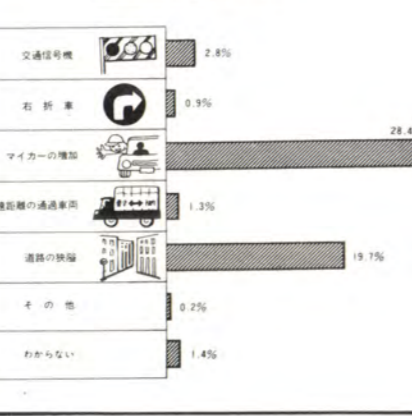
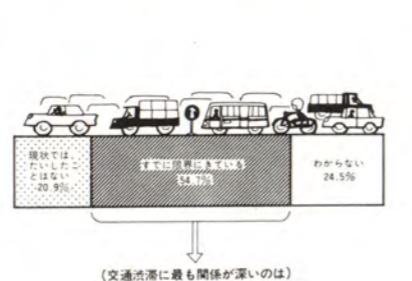
商品購入やサービス利用の際、一四・二割の人が不利益や被害を受けたとしており、その内容は、食料品、衣料品、クリーニング等の品質とするもの

商品購入やサービス利用の際、一四・二割の人が不利益や被害を受けたとしており、その内容は、食料品、衣料品、クリーニング等の品質とするもの

な物資の価格及び需給状況の調査、買占め売り惜しみの摘発、価格指導の実施等を行なっています。また、新聞、消費者ダイヤル等で県民へ正確な情報をタイムリーに提供しています。

県民の消費生活相談や賢い消費者づくりの推進のため、一〇四名の消費生活地方相談員を県下各地域に配置して、県民の要望に応えています。流通機構については、公設総合食料品小売センターの建設や地方卸売市場の整備等を図り流通改善に努めています。

交通問題



職業を持つている人（学生を含む）は、全体の六九・九割でこのうち、五二・九割の人が何らかの形で通勤（通学）をしています。通勤距離では一〇・以内の中距離程度までの人が半数以上を占めており、なかでも二・以内の近距離の人が二分の一以上を占めています。

利用交通等機関別では、徒歩及び自転車利用者が一番多く、ついで自家用車の利用者、バス及び鉄道などの公共交通機関利用者となっています。現在自家用車を使用している人の率と、引き続き、または新たに自家用車を使用したいと考えている人の率がほぼ同率であり、比較的近距離（二・以内）の人に自家用車転換傾向が見られます。交通渋滞については、五四・七割の人がすでに限界にきていると感じています。このような感じは、二〇歳代に

おいて最も強く、年代が高くなるに従って弱くなっています。交通渋滞が限界にきていると感じている人は、その原因をマイカーの増加二八・四割、道路の狭隘一九・七割、交通信号機一・八割、遠距離の通過車両一・三割、右折車〇・九割としています。しかし、那部では道路の狭隘が交通渋滞に最も関係が深いとしています。マイカーの代替として自転車を利用してよいとする者が男四四・一割、女三八・三割で、市郡別では市部にこの傾向が強くみられます。通勤・通学・買物等の短距離交通手段として自転車を利用する場合にさまたげになることとして「自転車専用道がないため危険である」とする人二五・七割、「雨降りなどの日は使用できない」とする人二五・六割で過半数を占めています。自家用車の普及に伴い、ごく短距離の移動にも自動車を利用される傾向にあり、そのことが都市の道路交通事情を一層悪化させています。

交通手段には、徒歩から航空機まで、各種の手段がありますが、それぞれ機能が異なり、競合し、補完し合って交通に対する利用者のニーズを満たしています。また、利用者のニーズも多種

・多様にわたっていることは論をまたないと考えます。

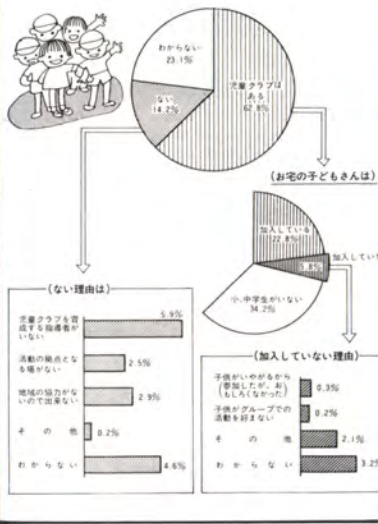
一般に、交通に対するニーズは、定時性・安全性・迅速性・低廉性・快適性があげられるほか、個別性・連続性・利便性などもあります。これらを全面的に満足させる交通手段は、現在では見当らず、自家用車が比較的多項目について満たす現状にあります。

調査の結果では、個別性が低廉性を上廻り、比較的距離二〇以内の人に自家用車転換傾向が見られるので、自転車利用の促進、歩行者の安全確保等の対策を進めるとともに、都市交通の面で問題点の一つとして取りあげられている「車の総量規制」の観点から

社会福祉

＜児童クラブ＞

児童クラブが「ある」との答は六一



自家用車と、公共輸送機関の調整は、より便利な公共輸送機関の確保のため、ハードの面はもちろん、ソフトの面からも検討を加え、例えば、バス専用(優先)レーンの拡充、駐車場設備の整備とあいまった路上駐車場の規制強化、さらには、都市内の自家用車の乗り入れ制限等の対策を、県民のみなさんのご意見を十分取り入れて推進してゆく考えです。

また十月に行なわれた、パワソン・トリップ調査(人の動きの調査)の結果の解析をまっして、交通問題の専門家とも協議しながら、新しいシステムの検討を含めて、総合的な交通体系の確立に努めてまいります。

児童クラブ数は二一、〇六クラブ。クラブ員数八万八、七三八人であり、前年に比べ二、三三一人が増加しています。しかし、児童クラブの「ない」理由では、「指導者がいない」、「活動の拠点となる場所がない」が主な理由となっています。

小中学生のいる家庭での子どもの加入状況は、八〇割が加入しており、加入しない二〇割の人たちの理由は、「わからない」の無関心が多く、「いやがる」「グループ活動を好まない」がそれに次いでおり、どの理由をみても子どもの将来のためにぜひ加入させて、伸び伸びと力強い子供に育ててもらいたいと願っています。

「児童は人として尊ばれ」「児童は社会の一員として重んぜられ」「児童はよい環境の中で育てられる」これは私たち国民が誓いあった児童憲章の主旨です。

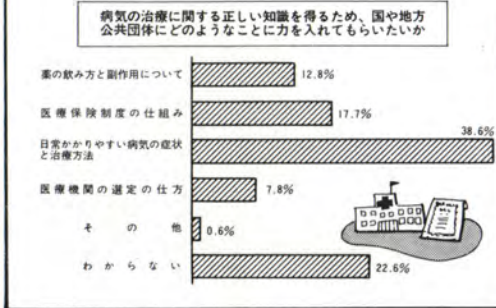
町や村で児童クラブが組織され、母親クラブが結成されるのも、次代の担い手である子どもたちを健やかに育てようとする地域ぐるみの積極的な社会福祉施策の一環です。

今後は、母親クラブや地域の育成者が一体となって野外活動や室内ゲーム

保健衛生

あるいは奉仕活動を行ない、遊びや話し合いを通じた学習をしながら子どもたちが進んで参加してくる児童クラブの育成に努めます。

さらに、児童館・児童遊園の設置促進と育成者・指導者の養成ならびに児童委員の活動によりクラブの組織化を活性化しています。



各人の健康管理のための検診として、「レントゲン検診」を受けている人は五二・二割、「成人病検診」を受けている人二六・八割、「胃がん検診」二二・九割など、成人病に対する意識が向上し検診率は高くなっています。

＜医療保険＞

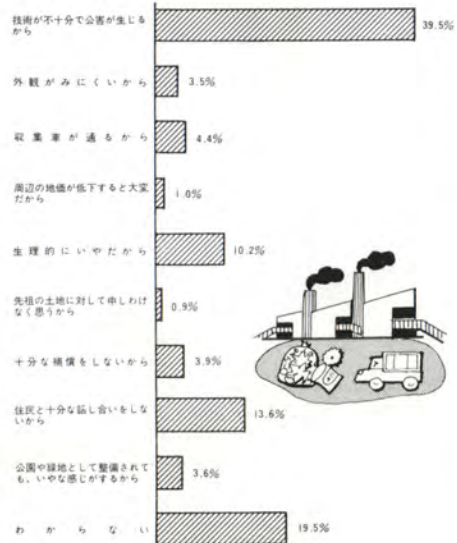
県民ひとりひとりの健康を疾病から守るためには、まず各人がもれなく、すすんで健康診断を受け、自らの健康

状態を適確には握し、それに見合った日常生活を通じて自らの意思で健康管理することが最も望ましいこととであり大切にしたいことです。

伝染病である結核を予防するための結核予防法、乳幼児の健康を保持増進するための母子保健法のように、法律で地方自治体が積極的に検診を行なうことを義務づけているものと成人病のようには法律では規定せず、各地方自治体の考え方に委せたものもあります。

環境問題

＜ごみ、し尿処理場の建設で、各地で問題が起っている＞



この違いがアンケートにも見られるとおり、レントゲン検診では過半数以上が受けているのに比べ、胃検診、成人病検診の受診率が低いようです。しかし成人病検診も近年県民の成人病予防

のニーズの高まりとともに、漸時検診率が向上していますので、今後とも市町村等関係団体が一体となって疾病の早期発見、早期治療の手を緩めないよう努力します。

＜廃棄物処理＞

住居の近くに、廃棄物処理施設が建設されることについての協力度合は、

「まわりの環境に影響がないものであれば協力する」とする人が四二・二割で最も多く、「すすんで協力する」一一・八割、「止むを得ない」九・七割、「補償が十分行なわれるなら協力する」六・一割など、積極的、消極的意見を

あわせ、おおむね協力について意見があるものの、なお一五・四割の「反対する」とする意見も見逃すことができません。

廃棄物処理施設の建設で、各地で問題が起っている原因として、「技術が不十分で公害が生じるから」とする人が三九・五割と一番多く、廃棄物処理施設からの二次公害について関心が強いことがうかがえます。ついで「住民と

ふるさと

—空から拝見



小杉町

小杉町は、もと小杉村あるいは古杉村と称し、古くから富山・高岡の要衝にあたり、交通も便利であったため、万治二年（一六五九）加賀藩の宿駅として小杉新町が開設され寛文五年（一六六五）郡奉行所が設置されて一時は現在の西砺波郡、氷見市を統轄したほどの重要地点であったといわれる。

物資の集散市場と農業を中心に発展してきた町は、国鉄小杉駅を中心にバス路線の拡充と国道8号線の整備、北陸自動車道の小杉—金沢東の開通などにより一新した。

また、太閤山住宅団地の造成をにない臨海工業地帯の従業者や地区内の増加人口を収容すべく建設が進められている。

十分な話し合いをしないから」一三・六割、「生理的にいやだ」一〇・二割などの意見が続いています。

家庭から排出するごみや、し尿などの処理は市町村が清掃事業として担当し、一定の処理計画のもとに、生活環境の保全上支障のないよう適正な処理に努力しております。

市町村がごみやし尿などの廃棄物処理施設を建設する際に、県は、公害発生防止、環境保全の面から付近住民の納得がえられるような施設を建設するよう技術的に積極的な指導をいたしております。

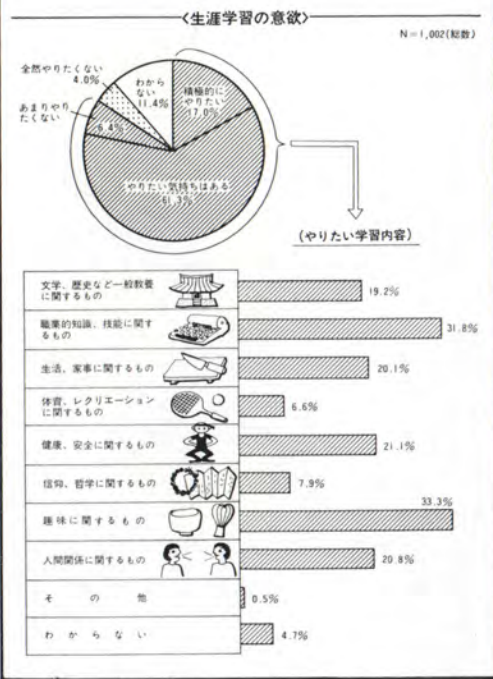
またこれら施設の適正な維持管理については毎月その管理状況について、報告を求めるとともに随時、現地指導を行なっておりますが、今後とも指導を強化し、二次公害の発生しないよう事前指導に努めてまいります。

なお、ごみ焼却処理施設については維持管理技術研究会を設置し、焼却技術などの向上に努力しております。

市町村は処理施設の建設用地選定にあたり、廃棄物の処理計画や周辺環境の状況など、総合的な検討のうえ話し合いを行なっておりますが、県として

はこれらし尿やゴミの処理施設周辺に緑地を造成したり、周辺環境の整備につとめることも住民の協力をうける上か

生涯教育



ら大切と考えられますので、用地の取得に当たり、その点の指導も十分にいたしたいと思えます。

「人間は一生を通じて学習をする必要がある」という考え方について、全体の八二・七割が同感の意を表しており、そのうち七八・三割が「積極的にやりたい」、「やりたい気持ちが

ある」と答えております。このことは県民の学習意欲の高いことを示しています。

「どんな種類の学習がしたいか」については、「職業的知識・技能に関するもの」三二・八割、「健康・安全に関するもの」二二・一割、「人間関係に関

するもの」、「生活・家事に関するもの」、「一般教養に関するもの」とわずかの差が続いています。

これは学習ニーズの多様化傾向を反映したものと受けとられます。

学習したいがさまざまとなる問題が「ある」と答えたもの七四・四割、なかでも「仕事が忙しい」という理由をあげているものが、全体の四三・六割もあり、昭和四八年度の「富山県政世論調査」で「県市町村の実施している学習講座を知っているが、参加したこ

の学習講座を開設いたしました。なお

冬期には「美と健康を求めて」をテーマに家庭婦人を対象にしたスポーツ講座も予定しています。今後生涯教育についての調査結果やこれまでの実施状況を十分考慮しながら、高度化し多様化していく県民の学習ニーズにこたえる施策の推進に努めたいと考えています。同時に県民の自主的・主体的な相互啓発の気運の盛り上がり期待されます。

〈余暇〉

余暇についての考え方は、「健康を守るため休養する時間」とする人が最も多く二九割を占め、ついで「精神的やすらぎ、充実した生活をおくる時間」とする人が二八・七割となっています。余暇の有効利用には、「ヒマ、カネ、施設」が不足していることをあげ、施設としては、「自然施設」、「スポーツ施設」、「廉価な宿泊施設」の不足を指摘しています。

この調査結果において見られるように、これまでの生活の実態は、働くことに終始してきた結果、休日は単に心身の疲労回復のためのものであるといった観念が、私達の気持ちのなかに現在もなお作用しているように見受けら

れます。

ヒマとカネが増大すれば、将来国内旅行からさらに国外旅行へと希望が高まっていくものと考えられますが、すべての人びとにその希望がかなえられないことは期待できそうもありません。誰でもヒマとカネがあつて、自由に身近なところで余暇を十分に楽しむことができるとすれば、日常の生活に就いて最も望ましいことではないでしょうか。

県においては、今後増大する余暇を有効に活用し、生活にうるおいをもたらす、人間性の回復を図るために「緑に包まれた自然のなかで憩うこと」、「スポーツを楽しむこと」芸術や芸能に親しむこと」などが身近なところで気軽にに行なえるように公園やスポーツ施設、野外レクリエーション施設、文化センター、美術館など生活圏に応じて必要な施設を整備することに努めています。

また、高次生活圏域の施設として小杉町太閤山周辺に山林地帯を含めた約二、〇〇〇ヘクタールの広汎な区域に子供の国、動植物広場、運動広場などを配置した富山県民公園の造成を始め立山山麓、灘浦丘陵などの大規模レクリエーション地区の整備を行なうこと

にしています。

〈社会体育の振興〉

健康や体力を増進するために運動を「やっている」人や「時々やっている」人は二五・四割で殆どの人が「やっていない」と答えている。

スポーツを行なった場合に「県や市町村に一番強く要望すること」として五〇・九割の人々が「気軽にスポーツを行なえる場所」をほしいとしており社会体育施設の充実がまたれるところ

施設の充実をはかるために、国の施設整備基準にもつき、日常生活圏の社会体育施設を整備していく方針です。内容としては、施設の設置にかかる

とがない」の答の理由として、「暇がない」が三二・七割ありました。これと比較しますと、今年は約二二・〇割も上まわります。

このことは今日、余暇がすべての人に一杯に増大しているのではなく、アンバランスな形で増加していることを示唆しているように思われます。

著しい進展を続ける現代社会に適應していくためには、学校教育を終えた後も生涯にわたって学び続けることがたいせつです。また主体的に学習活動を継続していくことは、自らの「生きがい」にも通じると考えられます。

そこで、県では、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる生涯教育の推進を目指して今年度は、モデル事業として「豊かな人間性を求めて」をテーマに県民大学第一回夏期大学（八月一日～八日）を富山県教育文化センターを会場として開設しました。これには一、五〇〇名もの申し込みがあり、受講生のなかには、はるばる城端氷見、石動方面から通ってこられた人もあり熱意のほどがうかがわれました。また、九月二日から十一月二三日にかけて富山・高岡の両会場で楽しい趣味の学習を中心にした県民大学校秋

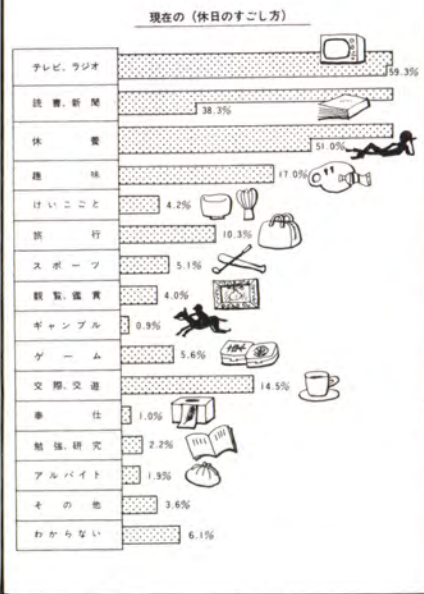
補助をはじめ、市町村における人口規模に応じた必要施設の計画、指導、さらにはいままでも推進してきた学校開放そして広域施設として山野スポーツランドの建設をすすめます。

指導体制の整備として、市町村の社会体育指導員、学校開放校に管理指導員をそれぞれ設置し、県費助成を行なっています。

また、国の施策と相まって、市町村に社会体育担当のスポーツ主事(仮称)の派を考えています。また地域のスポーツ活動推進のためスポーツ指導員の登録をすすめる、スポーツリーダーバンクの設置も考えています。

その他、スポーツグループの育成として、運営費補助や優良グループの表彰を行なっています。

余暇



警察窓口

- 1 暴力団などの犯罪組織の壊滅をはかつてほしい(二八・一割)
- 2 非行少年の補導、保護活動に力をいれてほしい(二二・二割)
- 3 パトロールなど街頭活動を強化してほしい(二二・一割)
- 4 スピード違反、無免許、酒酔い運転など違反車両の取締りを強化してほしい(二〇・九割)
- 5 押売り、迷惑行為、ちかんなどの取締りを強化してほしい(二七・七割)

要望の高かったベスト五項目について、警察が実施する対策をのべることにします。

暴力団の根絶のためには、全国組織につながる悪質な広域暴力団に重点をおき、プロジェクトチームを編成して長期的展望に立った取締りを実施しています。具体的には資金源の封圧、首領、幹部を含む構成員の大量検挙、けん銃や凶器の摘発に力を入れています。また、いわゆる街頭暴力事犯についても、これを見逃すことなく積極的な姿勢で強力な取締りを実施しています。しかしどのような悪いことをした人であ

あっても「証拠」が得られない限り罪に服させることができません。

警察は決して自らの力不足をなげくわけではありませんが、地域住民の勇気ある協力をねがってやみません。被害を受けたら、あるいは被害をうけたことを知ったら、仕返しを恐ろしいとか、かわり合いになりたくないなど消極的にならず、ぜひ届出あるいは通報してほしいところです。

少年の非行の補導、保護活動については、地域住民の少年補導関係者の協力も得て、婦人補導員(ママ・ポリス)少年係を中心に派出所の警察官のパトロールの際にも、その早期発見と適切な処遇に極力努力しているのですが、これについても大人の毅然とした注意指導が大きいウエイトをもつものと思っています。

パトロールなどの街頭活動の強化ですが、要望にこたえるため犯罪の防止や地域住民に対する保護活動のためパトカーや派出所、駐在所の警察官によって常にパトロールを実施しています。また盛り場、歓楽街など人出が多く犯罪の多発が予想される場所については、派出所の警察官ばかりでなく、無線自動車警察隊による集団パトロールのほか、刑事の覆面パトカーによるパト

ロールもしています。また最近では団地など住宅密集地帯に対して移動交番車を用い、それを拠点にパトロールを行なう方法もとっています。今後もパトカーの充実や、派出所、駐在所の警察官の配置を適正にするなど、制服警察官の街頭進出を多くしたいと考えています。

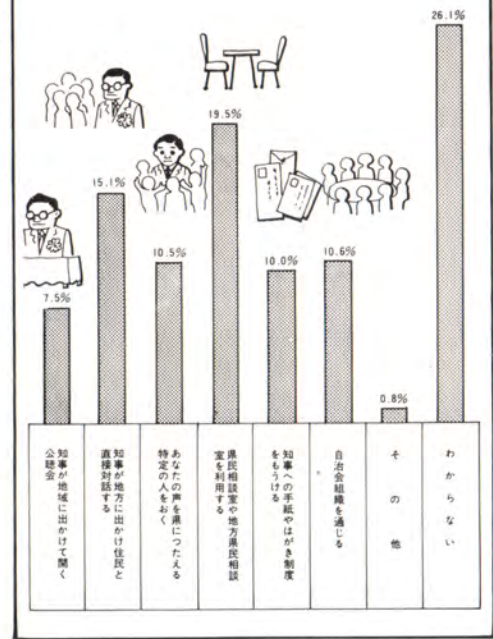
つぎに交通取締りですが、昨年の同じ時期に比べて傷者、死者とも減少を見られますが、今後とも、とくに事故につながるスピード、無免許、酒酔い

運転に重点を置いて二十四時間取締りを実施してゆきます。

押売り、迷惑行為などの取締りですが、件数では昨年と同じ時期に比べて、やや下回っています。これについても一〇番通報など積極的な協力をお願いします。

以上いずれも関連性のある問題ですが、県警察としては県民の意向を十分考慮しながら身近な不安、迷惑をとりぞき安全な暮らしを守ることに専念してまいります。

広報・公聴



県政広報の視聴状況をみると印刷媒体では新聞みんなの県政が最も多く、全体の五九・三割の人に読まれています。ついで雑誌「みんなの県政」二八

・六割となつています。

しかし印刷媒体、電波媒体のテレビいずれもみたことがないとする人の中には「気づかなかつた」、「知らなかつ

た」、「時間帯が悪く見る機会がない」等という意見もあります。

また、県政に対する意見や要望は、「県民相談室や地方県民相談室を利用する」とする人が最も多く一九・五割を占め、ついで「知事が直接住民と対話する」ことを欲している人が一五・一割あり、昭和四七年の調査と比べ直接対話を希望する人が大巾に伸びています。

広報は真実を住民に知らせることが、住民のいつわりのない声をきくことが不可欠の要素です。

このため、広報手段としては、県民の方が身近にみたり、聞いたりできるようにすることを基本としてテレビ、新聞、雑誌など県が直接行なう広報のほか、報道機関など各種の広報媒体を通じての広報を積極的に実施していきます。

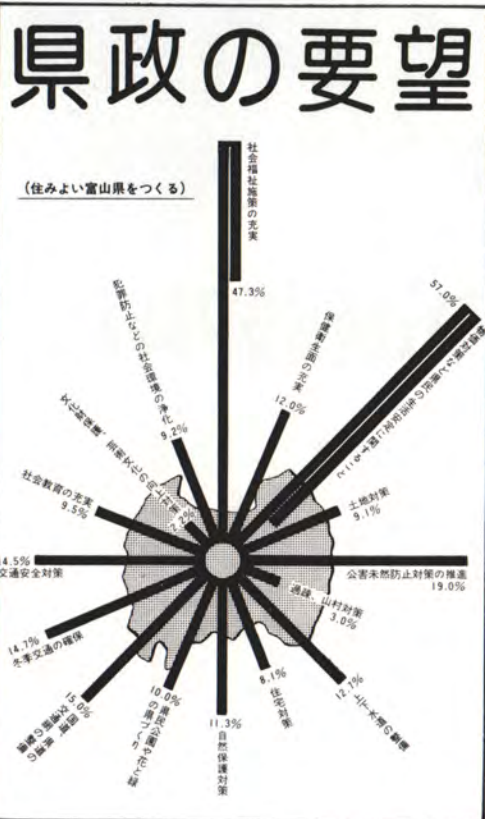
県政に対する意見や要望は、相談室がその伝達手段として利用されていますが、地方相談室が昭和四十五年十月に発足以来、件数も次第に伸びてきておることは広く県民と県政を結ぶものとして認識されてきたものと思われま

す。今後、さらに着実にその役割を果たすべく、迅速な処理、適格な状況把

握をふまえ、相互の信頼関係の増強に努めます。

知事との直接対話は「知事と語る会」として、知事が単独で各地を訪問し、地域の各層の方々と気軽に語りあい、意見・要望を聴いたり理解を求めめる形式を今後もとっていきます。

また、県政を直接目で見、知っていたりするための「県政バス教室」「ふるさと



県政について最も力を入れてほしい施策としては、まず住みよい富山県をつくるためとして、「物価対策など県民の生活安定に関すること」五七割を望む声が最も多く、ついで「社会福祉施設の充実」四七・三割、「公害未然

防止対策の推進」一九割、「国道道の整備」一五割等の順で続いています。富山県に繁栄をもたらすものとして「高速自動車等交通網の整備」一九・一割がトップを占め、ついで中小企業対策一七・四割、「農業の振興」一七割、

この調査をするにあたり調査対象としてご協力いただいた方々に対し厚くお礼を申し上げます。

「新幹線の建設」一四・五割があげられています。

また、若い世代を育てる施策としては、二六・八割が「青少年の健全育成」をあげ、つづいて「学校教育の充実」二一・二割、「スポーツの振興」九・六割をあげています。

県政に対する要望については毎年同じ項目をあげており、昨年とことしの調査結果を比べてみますと、住みよい富山県をつくるでは、物価対策、社会福祉施設の充実、公害防止と順位は変わりませんが、公害対策を望む声が昨年の四一・七割から一九割に減り、国道道の整備より、交通安全対策を望む声が多くなつてきています。

富山県に繁栄をもたらすでは、不況ムードを反映してか、中小企業対策が農業の振興を望む声を上回りました。若い世代を育てる施策では昨年、ことしとも意識として変化がなく、青少年の健全育成を望んでいます。

以上の県政世論調査の結果を基に、県民の要望を今後の県政方針や施策におりこみ、住みよい富山県にする努力を重ねていきます。

この調査をするにあたり調査対象としてご協力いただいた方々に対し厚くお礼を申し上げます。



冬山の遭難事故防止

純白の装いで悠然とそびえる冬山は、大自然の中で最も美しい景色といえます。

毎年、冬山シーズンになると、アルピニストたちが重いリュックを背負って美しい大自然のふところに飛び込み、大いに青春を謳歌しますが、この姿は若人の特権であり、生涯の思い出として心に残ることでしょう。

しかし美しい冬山の裏には悲惨な遭難が潜んでおり、遭難者の血と家族の苦悩でいろどられた山肌のあることを忘れてはなりません。

冬山遭難の原因は、冬山特有の厳しい気象条件と登山者の冬山に対する技術や経験不足とが重なって発生する場合がございます。

とくに、富山県の山岳地帯は、日本海に接近しているため、大陸からの季節風と寒気団の影響を強くうけるため、荒天の日が続く厳しい寒気、吹雪、豪雪に加えて雪崩れの発生も多いところから、登山者は常に自然の猛威にさらされ、死の危険を伴っているといえます。このように冬山登山は寒さからくる疲労が倍加するので無計画登山や気象条件を無視したいわゆる無謀登山は容しやなく悲惨な事故につながるようになります。



そのため、周到綿密な登山計画と余裕のある慎重な行動が必要です。

幸いにも富山県では過去二三年間冬山遭難の発生をみていません。山岳警備隊では、この誇り高い記録をさらに伸長する努力していますが、登山される方も悲しい遭難をひきおこさないため、次の登山原則を必ず守ってください。

- 一、目標の山をよく研究し、それにあった計画をたてる。
- 二、登山計画、装備、食糧は最悪の状態にも対処できるだけの余裕をもつ。
- 三、計画は事前に家庭、学校、会社などへ知らせ、所定の届出先（剣岳の場合は県公園緑地課、その他の山は県警察本部外勤課）へ提出する。
- 四、登山前に基礎技術を体得し、その

うえ経験豊富なリーダーのもとで統一のある行動をとる。

象の変化に即応した慎重な行動をとる。

五、気象情報を確実にキャッチし、気

六、冬山はいつでも雪崩れの危険性が

あるので、降雪中とその翌日の傾斜地での行動は中止して山の様子を見る。

七、危険箇所では確実にアンサイレインやザイルフックスなどで慎重な行動をとる。

「おのやま国体」をみんなの力で成功させよう

「立山に美と力と友情と」

国民体育大会の沿革 その(3)

第八回大会は、昭和二八年に四国四県（愛媛・香川・徳島・高知）で開催。全国的に地方財政が窮乏していたにもかかわらず、施設の整備をはかり、文化の向上を明朗な社会の建設をモットーに、スポーツの良さをじゅうぶんに知らせる等、多大の貢献をしたのであります。

冬季大会は秋田県大館市と大湯町で、一、〇八六名の選手を集め、五日間華々しく開催されました。

第九回大会は、昭和二九年北海道の七市で開催されました。八月下旬に開くという北海道の地域性を考慮した大会でしたが、残暑未だ厳しく、選手団も大ハッスル、力いっぱい競技展開となりました。

この大会で一応全国各地を一巡したとして、第十回大会からは、開催

地は原則として、一都道府県に限定すること。開催順は、①関東、②近畿、③中部、④九州、⑤東北・北海道、⑥四国・中国の順とすることと決定するなど、「国民体育大会開催基準要領」を制定しました。

冬季大会は、二月二四日から五日間、長野県野沢町で、八〇七人の参加選手を迎えて開催されました。

第十回大会は、昭和三〇年神奈川県で開催。国体が新しい方向に向っての一回目ということもあって、意義深い思い出を残した大会でした。底辺の広い国体をモットーに、神奈川県民総参加の態勢を整え、国体を通じてスポーツを浸透させようとして「県民運動」がはなばなしく展開されました。

冬季大会は、北海道旭川市で三月三日から五日間、一、〇七五人の選手が技能を競いました。

第一回大会は、昭和三二年兵庫県で開催されました。オリンピックメルボルン大会を目前にした、日本のスポーツ界は活気を帯びていました。二方国体開催が地方財政を圧迫することから、「地方財政再建団体での国体開催は認めない。また、地方開催は認めるが、東京またはこれに準ずる県と隔年に開催する」という閣議決定がなされました。このために、この大会は地方持ち回り団体のモデルとして注目を集めました。

冬季大会は、青森県の大鰐で、三〇二人の選手が二月三三日から五日間、雪上に技を競いました。

第二回大会は、昭和三三年静岡県で開催されました。この回から

「炬火リレー」が行なわれるようになり、地元住民の国体参加の意識は大いに高まりました。

またこの大会に静岡県勢はオレンジ色のユニフォームで揃え、その活躍もめざましく、東京都以外の府県ではじめて天皇杯を獲得するという偉業をたてたのであります。

なお、昨年決めた国体開催県については、「財政状態が著しく改善され、国体を開催しても、財政に悪影響をおよぼさない場合は、何分の考慮を払う」と、若干緩和されました。冬季は、兵庫県の日高町で開催、二月一四日から一八日までの五日間、一、三〇二人の参加選手を迎え、開催としては日本でギリギリの南で開かれたのであります。

年末と家計

十二月の声を聞くと、一年を送る気持ちの整理や正月を迎える仕度などで主婦の毎日
は忙しくなるばかりですが、また子供達には新年を迎える期待で胸がはずむ時期であるといえましょう。

今回は、暮れの家計がいつもの月のそれに比べてどんな特徴があるのか、昭和四八年家計調査結果の十一月分を平月の分とみため、これと一二月分を比べてみました(富山市の家計調査世帯九六世帯の調査結果から)。

勤労者世帯には、一二月に年末賞与が支給されて、税金収入でも手取り収入でも前月の三・三倍の収入となっており、この中からさまざまな支出が行われますが、生活費(消費支出)だけを見ても前月より七割も多く支出されています。

そこで勤労者世帯のほかに、

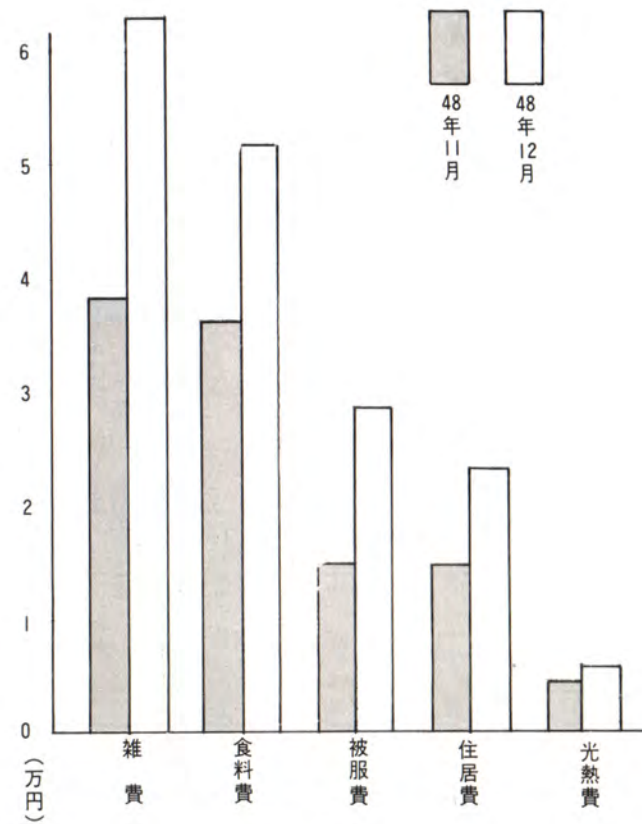
経営者・自由業者・無職の世帯などを含めた全世帯の生活費をみると平均一六七・二六九円で、前月に比べ一・六倍の支出となっています。

内訳では、食料費が一・四倍(生活費全体の三〇・七割)、住居費が一・七倍(同一三・二割)、光熱費が一・一倍(同一・九割)、被服費が一・九倍

(同一五・七割)、雑費が一・六倍(同一三・七割)と昨年末は物価騰貴の影響もみられませんが、加えて年末を控えた市民の生活では出費がかさむのがはつきり出ています。

住居費の増加は、住居や設備の修繕のほかカラーテレビ、自動車、家具調度品の購入、あるいは電気製品の買い替え

生活費の費目別支出額 (11月と12月比較) 富山市全世帯

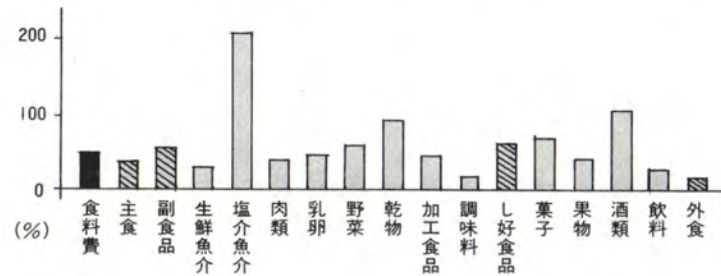


などが年末に集中することを反映していますし、同様にとが被服費にもみられ、和服・洋服の購入増のほかに、服飾品への支出増も目立っています。

雑費の中味では、やはり暮れを前にして、歳暮など交際費がきわ立って多く支出され、また小遣いに回る分もかなり多くなっているのが特徴です。

このように、住宅の整備から衣服の準備、交際関係への配慮、また大型の耐久財を購入するなどで十二月の生活費はふくらむ一方ですが、このほかにも、クリスマスや正月、また越冬のための食料費の支出増も大きく、前月に比べ支出が三倍以上になるのは餅米などを含む主食類、新巻などの塩干魚介、二倍の支出となるのは酒類・大豆・小豆・干しいたけ・干のりなどの乾物類、二倍以上の支出とはなら

食料費の対前月上昇率 (富山市全世帯) (48年11月を100とし12月の上昇率をあらわしたもの)



ないが、かなりの支出増となっているのは、肉類・みかん・緑茶・越冬野菜・おせち料理の材料、それに菓子・果物と正月用の馳走にかかせないものが暮れの支出増の原因となっていることをはつきり示しています。

富山市の品目別価格 (10月)

品目	銘柄	単位	価格	9月からみた上昇率 (%)	品目	銘柄	単位	価格	9月からみた上昇率 (%)
食パン	普通品	1kg	258	0	みそ	並、袋入(1kg入)	1袋	243	0
即席ラーメン	即席中華めん袋入り	100g	49	0	砂糖	上白	1kg	258	11.7
あじ	まあじ丸(長さ約15cm以上)	100g	111	1.8	レモン	1個約110g,「サンキスト」	1kg	385	26.2
さば	丸(長さ約25cm~35cm)	100g	30	△40	バナナ		1kg	183	4.0
いか	するめいか	100g	71	△6.6	ちり紙	白ちり3号, クレープ付	800枚	199	0
牛肉	中	100g	243	0	せんたく用洗剤	合成洗剤, 粒状箱入(2.65kg入)	1箱	678	3.5
豚肉	中	100g	143	0	ベニヤ板	ラワン材, 普通合板, JAS 2類1等(182cm×91cm×2.7%)	1枚	320	△15.8
ハム	プレスハム, 上	100g	160	0	ワイシャツ(混紡)	カッター, ポリエステル混紡アロード80番手, 白, 普通品	1枚	2,100	0
牛乳	加工乳(200cc入)月極め	1本	45	0	せんたく代	綿, ワイシャツ(カッター)配達, 料金後払い	1枚	95	0
鶏卵	1個約60g	1kg	379	△4.3	灯油	白灯油, 詰替売り, 配達	18ℓ	640	0
キャベツ		1kg	92	△2.1	プロパンガス	家庭用, 10kg, 容器代除く	1本	1,500	0
ほうれん草		1kg	199	-	自動車ガソリン	レギュラーガソリン現金売り	1ℓ	99	0
大根		1kg	117	△4.9	理髪料	大人調髪(洗髪を含む)	1回	1,475	0
大豆	黄白豆	100g	24	0	パーマメント代	コールド(セットを含む)	1回	3,000	9.1
しょう油	濃口, 上・びん詰(2ℓ入)「キッコーマン印」	1本	430	0	パンティストッキング	ナイロン100%, プレーン, サイズM, 15~20デニール	1足	200	0

注・生鮮食料品は上・中・下旬の平均価格。その他の品目は中旬の価格です。△印は、マイナスを示しています。

水田の地力を高めましょう



近年、稲作の収量が伸びなやんで
いる原因の一つとして地力の低下があ
げられています。
富山県の水田土壌は地力の低い老朽
化水田が多く、この地力の低い水田は

気象災害や病虫害の被害を受けやすい
ので、良質米を安定的に増収するため
には、稲が健全に生育できる基盤として
の地力を高めることもっとも重要で
す。

現在、富山県では水田の地力を高め
るために「豊かな土づくり運動」を展
開していますが、土づくりは一年や二
年でなしとげられません。毎年ねばり
強く続けてゆく必要があります。

地力づくりにもっとも重要なことは、
稲わらや堆きゅう肥などの有機物を施
用することです。有機物を施用せずに
化学肥料だけで稲作りがおこなわれる
と、土壌中の腐植の減り方が早く土の
衰えが早くなります。稲わらや堆きゅう
肥は土壌の保水性や通気性を良くし、
肥料効果を長持ちさせます。施用量は
稲わらで十アール当り五〇〇〇前後、
堆きゅう肥では一〇程度施用します。
最近、稲わらの焼却が多くみられま
すが、稲わらを焼くとそれだけ地力の
低下につながるため、毎年焼かず土に
返すことが大切です。

つぎに、富山県の水田土壌はケイ酸
や鉄などの養分が低い水田が多いので
珪酸石灰や含鉄資材などの土壌改良資
材を施用し、不足する養分を毎年補給
してやります。珪酸石灰を施用すると
イモチ病などの病気や根ぐされに強く
なり、また、秋に施用すると稲わらを
早く腐らせる効果があります。施用量
は十アール当り一五〇〇を基準とし、
ケイ酸含量の少ない老朽水田や黒ボ
ク水田では二〇〇〇を基準にします。
ゴマハガレ病の発生しやすい水田で
は含鉄資材を十アール当り二〇〇〇〜三
〇〇〇を施用すると効果があります。



毛皮 皮革製品

最近防寒を目的としたコート、ジ
ャンパーだけでなく、ベストやスカ
ー、上衣、ズボンなどにも皮の持ち味
を生かしたおしゃれ着が多く出回って
きました。しかしその選び方や手入れ
の方法になると案外知られていないよ
うです。

そこで今回は毛皮、皮製品の選び方
や手入れの方法についてみてしましょ
う。

＜毛皮製品＞

●はじめて買う時は、まず信用のおけ
る名の通った店を選びましょう。で
きたら多くの店でたくさん製品を見
比べましょう。

●毛の密度がつまっている光沢のある
ものを。

●毛皮には上毛と下毛があります。動
物の毛皮は春先に下毛が抜け、上毛も
色を失いつやがなくなり、初冬に
は下毛が多くなり、上毛も新しく、品
質も良くなります。

●毛を吹きかけての毛の戻りぐあい
よいか、傷あとやむらになっている部
分がないかなどを十分調べましょう。

●同じようなスタイルでも価格に相当
のひらきのあるものは、何匹かの毛
皮を集めて作る時、なるべく同質の
毛皮を揃えたものとそつでないもの
との差です。

＜皮革製品＞

●毛孔のきめが細かく、やわらかで製
品の各部分の皮質、層の厚さが同じ
で、バックスキンの場合はウスケバ
の方向が同じになっているものを選
ぶ。

●素材の明記されているものを選ぶ。
●染色堅ろう度が弱いので裏地のない

ものは注意しましょう。特に赤や緑
は色が出やすい。

＜人造皮革＞

●品質表示のあるものを。

天然皮革と異なり、均一した品質が
大量に得られるため安価であり、軽く
染色性がよく、かびがはえないなどの
長所があります。しかし反面材質や皮
膜によってドライクリーニングできな
いもの、通気性のないもの、汚れやす
いもの、熱に弱いなどの欠点のあるも
のがあります。品質表示をよく確かめ
用途によって選び分けることが大切で
す。

＜毛皮製品＞

●最近毛皮の人気のボア、ストール
からコート類に移ってきたといわれて
います。毛皮は上手に手入れすれば流
行にとらわれず、長い間豪華な気分が
味わわれます。

●クリーニングは技術のよい店で。

毛、毛根、皮革を保護する意味から
水洗いも、ドライクリーニングも好ま
しくありませんが、ひどく汚れた時に
は毛皮を扱えるクリーニング店に依頼
しましょう。

●保存は冷所に
保存には防虫剤、乾燥剤を入れて密

閉し、四〜五度の状態が望ましいので
冷所にしましょう。

＜皮革製品＞

●湿気に弱いので雨などにぬれたら乾
いた布で、すぐふきとり、陰干し乾燥
しましょう。

●自宅での手入れの第一はまず汚さな
いこと。

●汚れは消しゴムでこするか、クリー
ナーで落とします。スエードはよくブラ
シをかけます。液体の汚れは浸みこま
ないようによく紙か布で吸いとって
おきます。

●クリーニングしないで着るのが皮革
製品の着方です。

●皮革は水につけると硬くなりやすく
高熱を加えるとボロボロになりますし、
湿気にあうとかびが生えやすく、かび
によるシミや汚れはとれにくく、クリ
ーニングすると染料が出やすいという
ように汚れてしまつと落すのが困難で
す。また、クリーニングに出すと洗つ
た後染料をかけ直ししなければならな
いので高くなります。

●しまつ時は汚れをとり、皮革油をす
りこんでしばらくしてから柔らかい
布でみがきます。風通しのよい所で
乾かしてから防湿剤を入れて密閉性の
ある物にしまいましょう。

トピックス

● 県政のうごき ————— 10月1日～10月31日

10月1日 ● 赤い羽根募金はじまる

赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まった。齊藤厚生大臣からのメッセージと大きな赤い羽根が全日空機で届けられ、空港に出迎えた知事代理ら4人に手渡された。

このあと西町のデパート前で中田知事ら関係者たちとミス赤い羽根を交えて協力を呼びかけた。

10月3日 ● 1日中小企業庁開く

「調和ある繁栄をめざして」をテーマに1日中小企業庁が富山市の県民会館で開かれた。

1日中小企業庁は、国の中小企業施策の周知徹底をはかるとともに、その県内の中小企業の要望や意見をひろく聴いて、中小企業対策に反映させるもので毎年1回ひらかれている。

齊藤中小企業庁長官の講演に引きつづき県内の商工団体、中小企業経営者らが長官と質疑応答を行なった。



盛況だった1日中小企業庁

10月7日 ● 青年の船中国へ

中田県知事は、記者会見で来年度の青年の船を中国へ派遣することで中国側から受け入れOKの返答があったと発表。その後日程は来年4月2日～18日までと決まり、早速団員の募集をはじめた。

10月9日 ● 県青年の船壮行会

10月11日から18日間にわたって南米3カ国を訪問する県青年の船の壮行式が県庁4階大ホールで挙行された。

10月9日 ● 不動産業者を立入調査

公正取引委員会、名古屋事務所と富山県は、県内5社の不動産業者を対象に、不当景品や不当広告に関する一斉立入り調査を行なった。



中田知事も一役 赤い羽根

10月23日 ● 姿を消す放射能実験室

16年前、日本で初めて富山市に設置されていた、放射線による突然変異でチューリップやさといも、水稲の新品種を生み出すなど平和利用に大きな実績をあげてきた富山県農業試験場のアイソトープ実験室が、老朽化したため科学技術庁の廃止許可が下り次第、取りこわされることになった。

10月24日 ● 高校レスで優賞

茨城国体のレスリング種目で、高校グレコローマン70kg級に、寺井武彦選手(高岡第一、3年)が優賞を飾った。

10月28日 ● 県青年の船帰る

第4回富山県青年の船(寺田初夫団長、87人)の一行が、アルゼンチン、ブラジル、ペルーの3国を訪問。日系人の多いこれらの国で大観迎を受け、親善を果たし、18日間の旅を終えて無事帰国した。



「おかげりなさい、青年の船

10月29日 ● 北陸自動車道、砺波一金沢東開通

北陸自動車道の砺波一金沢東間、26.3kmは、午前10時20分から中間地点の小矢部インターチェンジ内で開通式が行なわれ、中田富山、中西石川両知事らがテープカット。

午後から各インターのゲートをあけ、一般の供用を始めた。

10月31日 ● みんなの消費生活展

「明るいくらしはみんなの知恵で」をテーマに第4回みんなの消費生活展が4日まで大和百貨店でひらかれた。

ことしは節約ムードを反映して、主婦の廃物利用コーナーなどが設置され、人気をあつめた。



明るいくらしをとみんなの消費生活展



第3日曜は **家庭の日**

高岡市・西広谷小6年 宮田悦子

●今月のテーマ

〈一年をかえりみ、しあわせな家庭を喜ぼう〉

テレビ「みんなの県政」あんない

●北日本放送

毎週日曜日、午前9時から30分間

小学生や同好会のコーラスを紹介しながら
県の施策をわかりやすく解説します。

●富山テレビ

毎週月曜日から土曜日までの毎日、午後5
時45分から5分間

物価情報、お知らせ、県政一口メモ、歳時
記などの情報番組です。

新聞「みんなの県政」は4紙に

毎月最終土曜日に北日本、富山、読売、北陸
中日の各新聞に県政の最近の動きや、身近な
お知らせを載せています。

ご意見ご希望を県民課へどしどしお寄せくだ
さい。

☎ (0764) 31-4111 (内線 369)

県民のみなさんと県政をむすぶために、県民相談室が
あります。気軽にご利用下さい。

富山県県民課 〒930 富山市新総曲輪1-7 ☎(0764)31-4111

高岡地方県民相談室 〒933 高岡市赤祖父211 ☎(0766)21-9411

魚津地方県民相談室 〒937 魚津市新宿10-7 ☎(0765)24-5311

砺波地方県民相談室 〒939-13 砺波市幸町1-7 ☎(07633)2-5151



県民電話は、みなさんの相談をうけつける電話です。
24時間働いています。